

マカオによる日本産食品の輸入規制の変遷

時期	内容
2011年 3月23日	<p>【輸入規制の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5県産（福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 千葉県）食品の輸入を停止
4月12日	<p>【輸入規制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入停止措置を12都県産の食品に拡大（福島県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 千葉県の5県に加えて宮城県, 新潟県, 長野県, 埼玉県, 東京都, 山形県, 山梨県の7都県を追加）
2012年 9月25日	<p>【輸入規制を一部緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9都県産（宮城県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 新潟県, 長野県）の食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品の輸入停止を条件付き（放射性物質検査報告書の添付）で解除 2県産（山形県, 山梨県）の野菜, 果物, 食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品の輸入停止を条件付き（放射性物質検査報告書の添付）で解除
2019年 10月24日	<p>【輸入規制を一部緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> 9都県産（宮城県, 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 新潟県及び長野県）の野菜, 果物, 乳製品の輸入停止を条件付き（商工会議所のサイン証明の添付）で解除 9都県産の食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品の放射性物質検査報告書の添付を商工会議所のサイン証明の添付に変更 2県（山形県, 山梨県）の野菜, 果物, 食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品の食品の放射性物質検査報告書の添付が不要に（これにより, 2県は規制なし）